



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 5



とう し
10/4は
証券投資の日

現行のファイアーウォール規制の下での 会員の実務の現状等について (アンケート結果概要)

日本証券業協会 政策懇談会

2020年10月26日

I. はじめに

II. 政策懇談会 名簿

III. アンケート結果概要

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について
 - （1）法人顧客について
 - （2）個人顧客について
 - （3）リスク管理、内部管理目的での共有
 - （4）海外の状況について
2. 利益相反管理体制について
3. 優越的地位の濫用の防止について
4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について

IV. おわりに

I. はじめに



日本証券業協会では、証券業界を取り巻く環境が激しく変化する時代において、証券業界の健全な発展を図っていくためには、幅広い分野において、状況の変化に柔軟かつ機動的に対応していくことが肝要であると考え、本年（2020年）7月1日、3ページの名簿に掲げる、会員の役員をもって構成する「政策懇談会」を設置しました。

本懇談会での検討においては、会員からの意見の集約に努め、会員の実務や実情に十分留意することとし、その結果については、必要に応じて、政府の審議会等における審議に反映させていくこととしております。

証券業界では、従来より、資本市場の機能の十全な発揮及び国民経済の健全な発展、顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上、及び、金融商品取引業の健全な発展を目指していくという理念を共有しており、そのうえで、これらをどのように実現していくか、活発な議論を行ってきております。

今般、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて議論されることとなる、金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有に関する、いわゆるファイアーウォール規制は、我が国金融機関の国際的な競争力の確保、多様で質の高い金融サービスの提供の実現などの観点や、利益相反による弊害の防止、銀行等の優越的地位の濫用防止及び顧客保護の観点から、非常に重要なテーマであります。それが故に、各会員において、そのルーツやビジネスモデルの違いによって、目的を実現するための方法論において、様々な考えを有しております。

I. はじめに



そのため、本懇談会では、ファイアーウォール規制の議論が始まるにあたり、まずは現行の規制の下での会員の実務の現状等について情報を交換し共有することが重要であると考え、各委員の協力を得て、アンケートを行いました。

その結果を、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける有意義な審議に活かしていただけるよう、以下のとおり、報告させていただきます。

なお、各社のルーツやビジネスモデルによって実務の現状、規制の在り方に対する考え方、アンケートの回答振り等に傾向が表れることが考えられます。そこで、証券業界以外の皆様にわかりやすいように取りまとめるため、以下では、回答を提出した証券会社を、便宜、①大手国内銀行を中心とし内外の幅広い顧客に総合的な金融サービスを提供する金融グループの一員である「銀行系証券」、②外国資本を中心としグローバルに幅広く業務展開をしている外国金融グループの本邦拠点である「外資系証券」、③インターネット取引を中心に主として国内リテールビジネスを展開している「ネット系証券」、④その他、主に対面でのビジネスを展開している「独立系証券」（大手総合証券から地場証券までを含む）の4つのグループに分類した上で、それぞれごとにアンケートの回答をまとめて掲載しております。

また、掲載したそれぞれの回答は、あくまでも、個社から提出されたものを列挙したものであり、各グループ全体の傾向を表したものではないことを申し添えます。

Ⅲ. アンケート結果概要



1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について …P 6
 - (1) 法人顧客について …P 6
 - (2) 個人顧客について …P15
 - (3) リスク管理、内部管理目的での共有 …P19
 - (4) 海外の状況について …P22

2. 利益相反管理体制について …P26

3. 優越的地位の濫用の防止について …P37

4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について …P42

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（1）法人顧客について

（参考）現行制度とその考え方

- 「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～」(2007年12月18日)における記載
 - ・ 法人情報については、欧米では特段の規制はなく、我が国においても、情報共有がより多様で質の高い金融サービスの提供につながるのであれば顧客にもメリットがある、あるいは、同意書面の提出手続には法人サイドで社内稟議等の手間があるとの指摘がある。ただし、法人の中にも、自己の情報についての共有を拒みたいとするケースもありうることを考えれば、法人情報の取扱いについて、顧客に明確にオプトアウトの機会を付与することが適当。

（質問）

- Q1：法人のオプトアウトの実態、停止を申し出る顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか。
- Q2：オプトインを採用している場合は、その理由は何か。同意しない顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか。
- Q3：外国法人顧客に特有の事情はあるか。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（1）法人顧客について



Q1：法人のオプトアウトの実態、停止を申し出る顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか

Q2：オプトインを採用している場合は、その理由は何か。同意しない顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか。

「銀行系証券」オプトアウトを採用しない（オプトインを採用する）理由

- オプトアウト方式での同意取得は、個人顧客や金融商品仲介業務を営む場合には対象外、オプトインの同意書を取得すると大差のない説明が必要、通知後の管理（行使時の即時の共有停止や分別管理等）も煩雑、等の理由で現在は原則行っていない。
- お客さま及び当社いずれにとっても実務的な手間（当社から事前に制度内容を説明し了解を得る、お客さまサイドでオプトアウトの権利を行使しない旨の社内手続きが必要）に殆ど差がない。
- オプトアウトに実務上のメリット（事務負担軽減など）が少ない。
- 同意取得が法令上義務付けられている下では、お客さまの同意に関する意思の証跡確保がより簡易であるオプトイン方式を軸に実務を運営。
- 顧客に意思表示頂くので、オプトアウトと比べ将来的にトラブルになりにくい。
- 2009年にオプトアウト方式が制度として導入される以前から、極力お客さまより書面による同意を取得するとの方針で取り組んできた。
- 金融商品仲介業務を実施している部署（銀行の支店）においては、オプトアウト方式が使えないという制度的な制約も存在。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（1）法人顧客について



- Q1：法人のオプトアウトの実態、停止を申し出る顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか
- Q2：オプトインを採用している場合は、その理由は何か。同意しない顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか。

「外資系証券」オプトアウトを採用しない（オプトインを採用する）理由

- オプトアウトの通知に際しては、あらかじめ親子法人等の中で授受を行う非公開情報の範囲、非公開情報の授受を行う親子法人等を確定してホームページに掲載する必要があるため、特定の案件に係る個別的な非公開情報のみの共有を許諾する顧客や、一定の親子法人等との非公開情報の共有を望まない顧客等の個別の要望に対応しづらいという実務上の難点がある。
- 当社では、顧客に対して個別に事情を説明した結果、限定同意書を個別に取得することになった顧客が多く発生。
- 限定同意も商品等により様々なバリエーションが発生。極めて非効率なマニュアル管理と複雑な運営。一過性の問題ではない。限定同意書は複数の商品を組み合わせた新しい商品が出る毎に同意書を取る可能性もある為、より煩雑な管理が必要となる。
- 業務上同意が必要不可欠なケースで同意が得られないということはないのではないか。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（1）法人顧客について



- Q1：法人のオプトアウトの実態、停止を申し出る顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか
- Q2：オプトインを採用している場合は、その理由は何か。同意しない顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか。

「銀行系証券」実務の現状

- オプトアウト方式を活用するに当たっては、事前に十分な説明を行い、実質的に情報共有についてお客さまからの同意を頂戴していることから、停止（オプトアウト）の申し出を頂いた例は殆どない。
- やむを得ず例外的にオプトアウト手続きを行う必要が生じた場合でも、各部室店の個別判断では実施できず、担当部へ相談、指示を受ける必要がある。
- 同意の取得状況については、大企業の主要なお客さまについては、当社では概ね8割程度、それ以外の中堅・中小企業のお客さまについては、これを大きく下回る割合。
- 大企業には包括同意書を敬遠する（個別同意書で対応）先が比較的多い。
- 同意が頂けない類型としては、以下があり、銀行との連携によるお客さまへのスムーズなソリューション提供に支障が生じている。
 - ✓ お客さま自身の同意書は頂戴できているが、関係者が多岐にわたる場合やオーナーが事業承継を内密に進めたい場合など、子会社、関係会社等関係者の同意書をいただくことが困難なケース（例：事業承継、資産承継等）
 - ✓ ニーズが顕在化する前であり、お客さまが同意書提出に躊躇するケースや、具体的な提案のために同意書をいただくことが必要なお客さまの関係者にコンタクトすることが困難なケース（例：案件が組成される前のマーケティング段階で提案を行う場合、子会社再編等の案件で、お客さま内でも案件情報が伏せられている場合、等）
 - ✓ 欧米には存在しない規制であり、情報共有規制への理解が得られないケース（例：グローバル企業等）

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（1）法人顧客について



- Q1：法人のオプトアウトの実態、停止を申し出る顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか
- Q2：オプトインを採用している場合は、その理由は何か。同意しない顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか。

《外資系証券》実務の現状

- 当社の場合、包括同意書と限定の割合は45：55で後者が多い。前者は、情報共有を限定したいというよりも、代表印が必要で顧客の稟議等社内手続負担がネックとなる。担当部署限りで決裁できる後者で済みますケースが増える。
- 情報共有できる顧客、案件、商品、共有範囲をデータベース管理し、内容を随時更新しつつ、案件ごとに毎度確認する必要。極めて非効率なマニュアル管理と複雑な運営。
- 顧客から受領した同意書の内容レビューや管理のために相当な人員、時間及び費用を費やしており、業務負担は大きい。
- 包括であれ限定であれ、望ましいタイミングで同意書の取得ができないこともある。
 - ✓ 例えば、当社が顧客である本邦金融機関等に対し、親子法人である投資運用業者が運用する投信の需要調査や勧誘を販売会社として行う場合、初期の段階では稟議の関係で同意書の取得が困難なことが多く、スムーズな協働ができないため、顧客へのサービスの質に大きな影響を及ぼしている。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（1）法人顧客について



Q1：法人のオプトアウトの実態、停止を申し出る顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか

Q2：オプトインを採用している場合は、その理由は何か。同意しない顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか。

《ネット系証券》

- 当社においては、すべてオプトインを採用しているが、同意が得られないことがほとんどない。
- より顧客意向を尊重することから、オプトイン方式を採用する理由である。個人情報保護に関する基本方針に定め、適切に管理しており、顧客にも内容を理解したことをチェックし口座開設していただいているため、同意できない顧客が口座開設している状況はない。
- 業務への影響も特に発生していないと理解している。

《独立系証券》

- オプトイン方式を採用している。
- 法人顧客に対しDM等で通知し、HPにおいて掲示すること等では、お客様に明確に理解していただくことは難しいこと、また、対象となる全法人顧客に個別に説明することは効率的ではなく、案件が発生した時点で、該当法人顧客に対し、書面による同意を求める方が現実的であり、顧客の理解が得られやすいと考えるため。
- 当社においては、情報共有に関する顧客意向を明確にする為オプトインを採用し情報共有同意書を受領。情報共有同意書を受領している内、数%程度は共有を限定。例えば、M&A情報が不必要な子会社に伝わるのを避けたいという顧客意向等。
- 多くの顧客は情報管理の意識が高く、無条件での情報共有には懸念を示されることがある。顧客が本当に必要とするサービスを具体的に提供する場合、基本的に顧客が同意書の提出を拒むことはない。
- 業務への影響等は特にない。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（1）法人顧客について



Q3：外国法人顧客に特有の事情はあるか（国別に違いがあれば、その状況）。

《銀行系証券》

- 米においては銀証で会社は分離されているものの、同一金融グループ内における顧客の非公開情報の授受は禁止されていない。また、英、独、仏、豪、シンガポール、香港等においてはそもそもユニバーサルバンク（銀証分離無し）の形態が採られている。
- 米国、英国、香港においては、日本の金商法のように同一金融グループ内の情報授受に関し事前の書面での同意を求める法令は存在しない。
- ファイアーウォール規制に基づく同意書の提出を求めないグローバル金融機関・自国金融機関と取引してきた外国法人顧客に対し、日本のファイアーウォール規制を理解してもらうことは、非常に困難であり、説明に大変な労力を要している。サービスが悪い、顧客目線に立っていないという誹りや苦情を受けるケースや、実際、海外拠点では現地金融機関との競争に負ける原因になるケースもある。
- 外国法人において法令上認められている電子メールによる同意取得の方法に対する理解の点も同様。
- 外国法人顧客から国内グループ会社へのニーズ連携の依頼を受けても、同意書がないと伝達出来ない。
- クロスボーダーM&A（本邦企業と外国企業のマッチング）を提案する際には、本邦企業／海外企業の双方から同意書の受入が必要となる。海外企業が同意書の提出の意義を理解できないケースも多く、同意書が不要な外国金融機関が競争優位に立つ。
- 親銀行海外支店の外国法人顧客の資金調達ニーズに対して、国内投資家のアペタイトに関する情報を提供するためには国内投資家の同意書が必要。本邦機関投資家（本邦金融機関）の包括同意が得られず、本邦機関投資家の情報を得られないことは、海外発行体にとって機会損失。ファイアーウォール規制が存在しない国を本国とする海外金融機関との競争に劣後するケース有り。
- 本邦グローバル企業も、海外においては現地金融機関からグループ全体の金融サービスの提供を受けており、我が国固有のルールであるファイアーウォール規制に基づき生じる取引上の不便・不都合への意識は強いと思われる。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（1）法人顧客について



Q3：外国法人顧客に特有の事情はあるか（国別に違いがあれば、その状況）。

《外資系証券》

- FW規制の意味を理解させるのに時間と労力を要する。
- 一般的に外国のビジネス慣習に照らして、たとえ電磁的な方法であっても情報共有に関する同意を書面にて取得することは容易ではない。
- 外国顧客から電磁的記録による同意を取得するに際して諸外国の最新の商慣習を確認する必要があるが、これを正確に把握することは容易ではない。
- グローバルに展開する法人顧客においては、複数の国や地域の法人にまたがって業務を行っているため、取引に関連する全ての法人から同意書面を取得することは難しい場面がある。
- 韓国については、日本のファイアウォール規制と類似の規制があることが確認されており、外国顧客に関する電磁的記録による同意を取得することができない。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（1）法人顧客について



Q3：外国法人顧客に特有の事情はあるか（国別に違いがあれば、その状況）。

《独立系証券》

- 外国法人顧客については、基本的に現地法人で対応するため、特有の事情はない。
- 米国の情報共有に関する規制
 - チャイニーズウォール・・・法令上、明確な規制はなくても、自ら情報を管理している例
 - 米国では、厳しいインサイダー取引規制が課されている
 - 対象となる「重要な未公開情報（material nonpublic information）」には、一般的・抽象的な定義しかなく、わが国のような軽微基準・重要性基準も存在しない
 - 対象者は、わが国のような「会社関係者」、「第一次情報受領者」に限定されない
 - ⇒ 違反の明確な線引きがないため、幅広く、違反を問われるリスクあり
 - こうしたインサイダー取引規制への実務的対応の観点から、金融機関は社内での「重要な非公開情報」のやり取りを自ら厳格に規制・管理している
 - 各部門をパブリック・サイドとプライベート・サイドに分離し、その間に障壁（Chinese Wall）を設けている
 - ✓ パブリック・サイド：業務において、公開情報のみを受け取り、利用できる部門
 - ✓ プライベート・サイド：業務において、重要な非公開情報を受け取り、利用できる部門
 - プライベート・サイドがパブリック・サイドと重要な非公開情報の共有を望む場合、コンプライアンス部門等が審査を行う
- 欧州では、MiFID II (DIRECTIVE 2014/65)での規定により、顧客に不利益が生じるような利益相反に対する防止策が十分でないと考えられる場合、金融機関は、当該顧客に対して、取引実行前に、利益が相反する内容やリスクを低減するために実施された措置について明確に開示しなければならない、とされており、その開示内容は、顧客が金融機関から受けるサービスについて決定をするにあたって、顧客の実態に合わせて十分に詳細なものである必要がある、とされている。
- 一方、その前提としては、利益相反の恐れを特定し、防止するための適切な体制構築が求められている。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（2）個人顧客について

（参考）現行制度とその考え方

- 「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～」(2007年12月18日)における記載
 - ・ 個人情報については、米国ではグループ内の共有に関する規制はない（別途、公正信用報告法でオプトアウトの機会を付与）が、欧州ではオプトインを求めている。我が国においても、個人情報の取扱いについては、オプトインを維持することが適当。

（質問）

Q4：同意しない顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか。

Q5：電磁的方法による同意の利用状況はどうか。利用されていない場合にはその理由は何か。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（2）個人顧客について



Q4：同意しない顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか。

《銀行系証券》

- 当社においては、同意しない個人顧客は、法人顧客に比べ少ない。個人情報保護法上の共同利用を活用する企業グループは多く、さほど抵抗感がないものと考えている。
- 当社においては、個人のお客さまのうち、書面による同意を頂いている先は極めて限定的な割合にとどまっている。
- オプトイン制度下において同意書の提出をいただけない主な理由としては、以下のような事例があり、結果として迅速なグループ間情報連携が阻害されることから、例えば以下に挙げたようにお客さまに不便を強いている他、お客さまのためになりうる提案業務が阻害されている。
 - ✓ （口頭で了承しているにも係わらず、加えて）書面での手続きが面倒
 - ✓ 同意書の提出が契約のように感じられ躊躇
 - ✓ 事業・資産承継検討時、オーナーが候補者に内密に検討したいと相談されるも、グループベースでの具体的な提案のためには候補者含めた関係者の同意書取得が必要。
 - ✓ お客さまが亡くなられた場合、相続人の同意書が得られるまで銀証連携した相続手続きができない。相続人が遠方の場合、家族全員からの同意書の取得は特に困難。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（2）個人顧客について



Q4：同意しない顧客の実態（量的な割合、その理由等）、業務への影響等はどうか。

《外資系証券》

- 当社は機関投資家を主たる顧客としているが、個人顧客から同意を取得する必要がある場面も少なからず存在する。例えば、創業家等の既存の個人株主が売出しやブロックトレードを行う場合等に同意書の取得が必要となる。個人顧客から、情報共有を許容する意思はあったとしても改めて書面による同意書を取得することが難しく、取引機会を逸した事例も存在する。

《ネット系証券》

- 個人情報の保護に関する基本方針に定め、適切に管理しており、顧客にも内容を理解したことをチェックし口座開設していただいているため、同意できない顧客が口座開設している状況はなく、業務への影響も特に発生していない。
- 同意しない個人顧客によって、業務に影響があった事例はない。

《独立系証券》

- 原則、顧客ニーズに基づき情報共有同意書を受領している為、当社においては、不同意となる事例はほぼ無し。
- 同意しない顧客は、情報共有のニーズがなく、情報共有の提案等に対してメリットが得られないと考えていると考えられる。
- 業務への影響等は特段生じていない。
- 同意しない理由としては、提供しようとするサービスに対する必要性・緊急性を感じていないことが考えられる。そのような場合、顧客の満足度の向上や収益につながるとは考えにくいいため、業務への影響等は極めて限定的と考えられる。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（2）個人顧客について



Q5：電磁的方法による同意の利用状況はどうか。利用されていない場合にはその理由は何か。

《銀行系証券》

- 電磁的方法による同意（金商業等府令155条）の利用例は殆どない。
 - ✓ 同意書は顧客から受け入れる書面であることや法定帳簿であること（金商業等府令157条）から、十分な管理態勢を整える必要がある。
 - ✓ 同意者の本人意思確認（法人の場合は権限の確認）や顧客の撤回通知後の速やかな対応等に煩雑な面があり、かつ事務リスクも高いため、利用していない。
- 電磁的方法による同意については、①予め電磁的方法の種類及び内容を提示し、書面又は電磁的方法による承諾を得たうえで、②情報共有の同意取得を行う、2段階の手続が必要であり、お客さまにとって書面同意書の提出と比べても煩雑なフローとなる面もあることから、現状では活用していない。
- 電磁的方法による同意の取得については、個人顧客の同意のみという限定あり。一部支店での試行をスタートしているが、利用は進んでいない。

《外資系証券》

- 当社においては、個人顧客との取引がない。
- 個人顧客からの電磁的方法による同意の取得は、当社では行っていない。

《ネット系証券》

- 当社においては、原則オンラインでの同意を得ている。

《独立系証券》

- 電磁的方法も一定程度利用されているが、今後は書面原則の見直しを進める必要がある。
- 全リテール営業員に貸与している i P a d において顧客の電子サインによる受入れを可能としている。また、関係会社において口座開設等を行う際の共有については、ウェブサイト上で電磁的方法による同意の取得を行っている。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（3）リスク管理、内部管理目的での共有

（参考）現行制度とその考え方

- 「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～」(2007年12月18日)における記載
 - ・ 情報共有による弊害を防止するため、内部管理目的で共有されている情報について、内部管理目的以外での利用を禁止するとともに、情報管理態勢の整備状況等に関し、届出あるいは何らかの報告を求めるなど、厳格な監督対応が可能となるような枠組みを整備する必要がある。

（質問）

Q6：リスク管理、内部管理目的での共有の現状はどうか。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（3）リスク管理、内部管理目的での共有



Q6：リスク管理、内部管理目的での共有の現状はどうか。

《銀行系証券》

- 法令に基づき、法令遵守目的、損失の危険の管理目的（リスク管理目的）等の内部管理目的が認められる場合、当該目的の限りにおいて、また、情報漏洩や目的外利用防止措置等を講じたうえで、非同意先のお客さまの情報についても、グループ内の内部管理部门等にて共有。
- 法令諸規則等（監督指針を含む）に沿った社内規程を整備。当該社内規程に則した管理が適切に行われているかについては、当社では四半期ごとの自店監査で確認。

《外資系証券》

- リスク管理、内部管理目的での共有については、兼職による人材の活用とあわせ、効率的に運用されている。
- 営業目的が内包されている情報については、保守的に管理せざるを得ず、必ずしも効率的ではない場合がある。
- 顧客に関する非公開情報について、基本的には同意書を取得した上で親子法人等と共有する方針としている。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（3）リスク管理、内部管理目的での共有



Q6：リスク管理、内部管理目的での共有の現状はどうか。

「ネット系証券」

- ・ 親法人等・子法人等との間で、一部顧客の同意を得て、同意顧客の情報に関し不正行為等の未然防止及び対応のため利用。
- ・ 例えば当社のサーバーが悪意ある第三者から攻撃を受け、顧客が当社グループ内サービスの不正利用の被害に遭うおそれがある場合、当社は顧客の個人情報当社グループ会社に提供し、グループ内サービスにおいて顧客がサイバー犯罪の被害に遭うことを防ぐために当該情報を利用している。
- ・ グループ会社との関係においては、リスク管理、内部管理目的において共有できるとしているが、実際に共有されることは稀。個別の情報を利用する必要がないことに加え、必要があっても、匿名化をして共有することを原則としている。
- ・ 合併や事業譲渡時等を除いて、当社ではほぼ事例なし。

「独立系証券」

- ・ 当社では、反社会的勢力等のマネー・ローンダリング及びテロリストへの資金供与対策の調査において、親法人等と非公開情報を共有している。その他のリスク管理及び内部管理については、個別の非公開情報の共有を求められた場合は、社内手続きを経た上で提供することとしている。
- ・ 金商業等府令153条3項に規定する業務（リスク管理、内部管理目的を含む）を担当する各部署を「内部管理業務所管部署」とし、以下のような同条1項7条で定める弊害防止措置を徹底した上で非公開情報の共有を行っており、業務上必要な情報は共有できており、現行規制下においても、業務に支障は生じていない。
 - ・ 他部署への提供の禁止
 - ・ 他部署の役職員のアクセス禁止
 - ・ 情報を部署専用キャビネットに保管、データは部署ごとにアクセス制御されたサーバー内に保管等
 - ・ 営業部署等との兼務制限
 - ・ 役職員の異動時にも漏洩防止を徹底

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（4）海外の状況について

（質問）

Q7：日本のような顧客の非公開情報の共有の制限がないとされる欧米において、利益相反管理等の観点を含めて、情報共有はどのような形で行われているか。（need to knowの考え方がどのように具体化されているか、顧客の意思をどのように確認しているか、顧客情報の保護をどのように担保しているか。国別に違いがあればその状況。）

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（4）海外の状況について



Q7：日本のような顧客の非公開情報の共有の制限がないとされる欧米において、利益相反管理等の観点を含めて、情報共有はどのような形で行われているか。（need to knowの考え方がどのように具体化されているか、顧客の意思をどのように確認しているか、顧客情報の保護をどのように担保しているか。国別に違いがあればその状況。）

《銀行系証券》

- 本邦のような銀証に特化した情報共有の制限は、諸外国には存在しない。非公開顧客情報の共有は、各国の法令で求められる顧客同意を取得した上で実施している。
- 英国等の主要国では、一方的な通知による同意確認が認められているという認識。書面同意が必要な国もあるが、本邦ファイアウォール規制のような厳しい規制はなく、顧客ニーズの伝達等は、同意書がなくとも顧客の意向を確認すればできるケースが大半。
- 米国では、顧客利便性に資するものであれば情報共有が可能。
- 米国ではneed to knowをprinciple baseとして、細かい手法までは明示せず、各金融機関のビジネスの実情にあった情報管理体制の構築を求められている。また当局の調査報告書を通じて金融機関とのベストプラクティスへの共通理解を図っている。
- 欧州では、社内ポリシーにおいて“Need to know”原則を規定し、適切な情報管理フレームワークを定めており、各業務領域に合わせて顧客情報保護強化の対応を行うこととしている。
- Need-to-Know の考え方は、海外拠点のコンプライアンス・マニュアル等に規定されており、研修などを通じて周知徹底されている。
- 情報授受の当事者に日本の拠点が含まれる場合、直接的に日本のFW規制の対象とはならない当社の海外現地法人との情報授受においても、海外拠点を迂回した情報の授受等が法令の潜脱とならないよう、当社グループベースで書面による同意の取得を原則とする体制としている（米国、英国、香港等）。
- 利益相反管理については、グローバル対応も含め、グループベースで行っている。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（4）海外の状況について



Q7：日本のような顧客の非公開情報の共有の制限がないとされる欧米において、利益相反管理等の観点を含めて、情報共有はどのような形で行われているか。（need to knowの考え方がどのように具体化されているか、顧客の意思をどのように確認しているか、顧客情報の保護をどのように担保しているか。国別に違いがあればその状況。）

「外資系証券」

- 顧客の意思の確認の点、英国では証券会社などの業種に着目して親子法人間で情報共有を規制するルールがないが、顧客に対する秘密保持義務を踏まえ、顧客の意思に配慮。取引を行う場合に提供されるTerms of Business（約款）には、affiliateに対して情報を共有することが定められ、顧客に対して情報共有の範囲を明らかにしている。個別にConfidentiality Agreementを締結する場合も同様の条件。
- 利益相反管理の確認が必要となる情報を顧客から入手した場合には、当該情報を利益相反管理目的のために社内において限定的に共有する必要がある旨を顧客に対して説明し、承諾を得ることが一般的。当該承諾はメール又は口頭で得ている場合もあるところ、情報管理に関して顧客との間で問題が生じることは基本的に無い。
- 利益相反チェックを行ったのち、M&Aや公募増資などをはじめ守秘性の高い業務の検討に着手する際には、顧客との間で秘密保持契約を締結する。
- 利益相反管理のための情報共有は、利益相反管理業務を行う担当部署及び関連部署の幹部を中心として必要最小限の従業員のみの間で行われている。利益相反管理のための情報は社内ポリシーにおいて秘密情報又はMaterial Non-Public Information（MNPI）に該当し、そうした情報を知る必要がある範囲を超えて社内外と不適切な情報共有を行うことは法令及び社内ポリシーによって禁止されており、これに違反した場合には懲戒解雇を含め厳格な処分が行われる旨規定されている。当該社内ポリシーは、日本を含め世界中の全拠点で適用されるもの。
- Need to know basisは、顧客の保護の目的に照らしリスクベースで効率的に運用。具体的には、利益相反の生じる可能性が高いMaterial Non-Public Information（MNPI）については、厳格に、ディールメンバーを指定して、hyper-wallの者（経営サイド）と内部管理部門を除いて原則アクセスしない取扱い。

1. 非公開情報の共有制限（オプトイン／オプトアウト手続き）について

（４）海外の状況について



Q7：日本のような顧客の非公開情報の共有の制限がないとされる欧米において、利益相反管理等の観点を含めて、情報共有はどのような形で行われているか。（need to knowの考え方がどのように具体化されているか、顧客の意思をどのように確認しているか、顧客情報の保護をどのように担保しているか。国別に違いがあればその状況。）

《独立系証券》

- 米国の情報共有に関する規制
 - チャイニーズウォール・・・法令上、明確な規制はなくても、自ら情報を管理している例
 - 米国では、厳しいインサイダー取引規制が課されている
 - 対象となる「重要な未公開情報（material nonpublic information）」には、一般的・抽象的な定義しかなく、わが国のような軽微基準・重要性基準も存在しない
 - 対象者は、わが国のような「会社関係者」、「第一次情報受領者」に限定されない
 - ⇒ 違反の明確な線引きがないため、幅広く、違反を問われるリスクあり
 - こうしたインサイダー取引規制への実務的対応の観点から、金融機関は社内での「重要な非公開情報」のやり取りを自ら厳格に規制・管理している
 - 各部門をパブリック・サイドとプライベート・サイドに分離し、その間に障壁（Chinese Wall）を設けている
 - ✓ パブリック・サイド：業務において、公開情報のみを受け取り、利用できる部門
 - ✓ プライベート・サイド：業務において、重要な非公開情報を受け取り、利用できる部門
 - プライベート・サイドがパブリック・サイドと重要な非公開情報の共有を望む場合、コンプライアンス部門等が審査を行う
- 欧州では、MiFID II (DIRECTIVE 2014/65)での規定により、顧客に不利益が生じるような利益相反に対する防止策が十分でないと考えられる場合、金融機関は、当該顧客に対して、取引実行前に、利益が相反する内容やリスクを低減するために実施された措置について明確に開示しなければならない、とされており、その開示内容は、顧客が金融機関から受けるサービスについて決定をするにあたって、顧客の実態に合わせて十分に詳細なものである必要がある、とされている。
- 一方、その前提としては、利益相反の恐れを特定し、防止するための適切な体制構築が求められている。

2. 利益相反管理体制について

(参考) 現行制度とその考え方

- 「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～」(2007年12月18日)における記載

(1) 利益相反による弊害の防止

利益相反による弊害を的確に防止していくためには、証券会社や銀行等に対し、利益相反の管理のための態勢整備を法令上義務付け、それを当局が適切にモニタリングしていくことにより、規制の実効性を確保していくことが重要である。

具体的には、監督指針で、①利益相反の抽出・特定、②利益相反の管理(チャイニーズウォールの構築等)・記録の保持、③利益相反管理方針の策定等を着眼点として明記し、各金融機関に対して利益相反の管理のための態勢整備とその適切な運用を求めることが考えられる。

また、各金融機関が策定する利益相反管理方針については、金融機関における態勢整備を促進する等の観点から、その概要をわかりやすく公表することが求められるべきである。

2. 利益相反管理体制について

(質問)

Q8：約10年間の会員の取組み、当局のモニタリングの状況はどうか。

Q9：金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第8回)(2016年11月2日)討議資料において利益相反に関係し挙げられていた以下の視点は、ファイアーウォール規制についても同様に重要な視点となる可能性があるが、どのように受け止めるか。

- 既に金融商品取引法等で、利益相反管理体制の整備義務等が定められ、業者においても利益相反管理統括部署の設置、利益相反管理方針の策定・公表などの対応がとられてきたが、グローバルな水準で見て、真に実効的な利益相反管理が行われていると考えられるか。
- 真に実効的な利益相反管理を行うためには、
 - ・ 単に利益相反のおそれがある旨の開示にとどまることなく、各主体が自らの実態を踏まえて、利益相反が起こりうる部署・会社間の情報遮断等利益相反を回避するための措置や利益相反が起こりうる取引の回避、中止、内容の変更等、様々な手法を適切に組み合わせること
 - ・ 定期的に検証を行った上で、利益相反管理の在り方について不断の見直しを行うこと等が重要ではないか。
- 実効的な利益相反管理が行われていたとしても、顧客からその取組みが見えていないのではないか。理解を得ていくためには、その取組みについて「見える化」を進めていく必要があるのではないか。

Q10：海外における業界のプラクティス、当局のモニタリングの状況はどうか。

2. 利益相反管理体制について



Q8：約10年間の会員の取組み、当局のモニタリングの状況はどうか。

《銀行系証券》

- 「利益相反管理態勢」を強化。
- 当社は銀行グループの利益相反管理方針をもとに証券業務を反映させ、外部弁護士意見等を踏まえた上で、利益相反管理体制を構築。
- グループ共通の利益相反管理体制を構築。第二線であるコンプライアンス部署において、システムにより利益相反管理の状況を一元的に把握・管理（具体的なクリアランスの指示を含む）。
- 当局モニタリングは、証券取引等監視委員会「令和2事務年度証券モニタリング基本方針」にも記載されているとおり、銀証連携による顧客基盤の拡大を進めていることを踏まえた利益相反管理態勢等の対応状況についてもオンサイト・オフサイトのモニタリングを通じて検証をして頂いているものと承知している。

＜参考＞ 令和2事務年度 証券モニタリング基本方針

3. 規模・業態別の主な検証事項

昨事務年度のモニタリングの結果や新型コロナウイルス感染症の証券分野への影響を踏まえつつ、金融商品取引業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等投資者保護上懸念がある先等に対して、以下の事項を中心に検証を行っていく。

(1) 大手証券会社グループ

(前略)

3メガバンクグループの証券会社に対しては、上記に加え、銀証連携による顧客基盤の拡大を進めていることを踏まえた利益相反管理態勢等の対応状況についても検証を行う。

(後略)

2. 利益相反管理体制について



Q8：約10年間の会員の取組み、当局のモニタリングの状況はどうか。

《外資系証券》

- 当社の利益相反管理体制はグローバルの枠組みの中で各国の法令その他の規制を遵守する態勢を長年にわたり構築してきたものであり、高い水準を保っているという認識である。
- 検査などを通じて、当局と対話して、取組みを理解してもらっている。

《ネット系証券》

- 利益相反管理方針において、利益相反の管理に関する措置等について定め、法令等及び同方針に従い、顧客の利益を不当に害することのないよう適正に業務を行っている。
- 必要事項は過不足なく社内規程として、明確化して運用しており、当局検査等でも確認を受ける状況。特段の懸念事項等なし。

《独立系証券》

- 利益相反取引に該当するおそれのある新たな業務又は取引等の報告を受けた利益相反管理統括部署は、関係部署を招集し協議を行うこと、弁護士事務所等の意見を参考に審査を行うなどの利益相反管理をしている。
- 当局からは、オンサイトモニタリングにおいて、利益相反の管理資料・記録として、規程・細則、社内マニュアル及び管理リスト等を提出し、利益相反管理体制の整備の状況、管理の状況、業務運営体制等の確認が行われている。

2. 利益相反管理体制について



Q9：金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第8回）（2016年11月2日）討議資料において利益相反に関係し挙げられていた以下の視点は、ファイアウォール規制についても同様に重要な視点となる可能性があるが、どのように受け止めるか。

《銀行系証券》

- 今後も、金商法36条2項の「顧客の利益が不当に害されることのないよう」という目的に照らして、不断の見直しを行うことが必要と考えている。
- お客さまの利益が不当に害されることがないよう、社内だけでなく、グループ全体の利益相反状況（法令・諸規則やお客さまとの契約に違反する可能性のみならず、グループのレピュテーションへの影響が生じる可能性も含む）等を踏まえ、適切な管理を実施。
- 具体的な利益相反管理方法
 - ✓ 当社ホームページ上に、利益相反管理に関する「取組方針」、「管理体制・管理対象となる会社」、「管理対象となる取引の種類」、「管理方法」、「情報共有」、「継続的改善」を内容とする『利益相反管理方針の概要』を公表している。
 - ✓ グループ共通の利益相反管理システムによりグループ各社の案件を管理し、そこで利益相反の可能性のある取引を全てピックアップし、専担部署による確認を経て、銀行/証券の情報遮断、役務提供の限定、取引回避など。
 - ✓ 利益相反のおそれがある場合は、取引種類によってパターン化された弊害防止措置（情報遮断、顧客からの同意取得、取引範囲の限定、取引の辞退等）を原則としつつ、各案件の個別の内容等を検討し、必要と考えられるこれらの弊害防止措置を組み合わせる。
 - ✓ 社内で承認された新商品、新サービスを全量定期的に把握し、利益相反管理が必要であるか検討を行い、見直しを実施。また、現在の体制等で利益相反管理が網羅的に行われているかも定期的に検証。
 - ✓ 情報遮断措置のみを実施するケースは、利益相反が相当程度軽微な場合のみ。その他の措置であるお客様からの同意取得、取引範囲の限定等については、顧客担当部署から顧客に対して十分に説明。
- 以上の管理により、一定の「見える化」は行えているものと思料。

2. 利益相反管理体制について



Q9：金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第8回）（2016年11月2日）討議資料において利益相反に関係し挙げられていた以下の視点は、ファイアウォール規制についても同様に重要な視点となる可能性があるが、どのように受け止めるか。

《外資系証券》

- 利益相反管理は金融業界全体の信頼性を高めていく上での重要な論点であり、各社が利益相反を回避するための実効的な態勢を構築していくことは必要不可欠。
- さらに、利益相反管理の態勢を構築することだけで必要十分ではなく、顧客保護やコンダクトリスク管理といったより大きなテーマから業務運営全般の態勢や従業員の問題意識についての経営陣によるコミットメント及びメッセージ発信を始めとする全社的な問題意識の浸透が必要。
- Q10のとおり、提案されている「真に実効的な利益相反管理」に準じる管理を継続できていると理解。
- 利益相反管理の「見える化」については、複数の顧客との間の秘密保持義務にも配慮しなければならず簡単な議論ではないと思われるが、まずは各社の自主的な管理に委ねるのが妥当ではないか。また、FW規制の是非の問題とは関係ないと思われる。

2. 利益相反管理体制について



Q9：金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第8回）（2016年11月2日）討議資料において利益相反に関係し挙げられていた以下の視点は、ファイアーウォール規制についても同様に重要な視点となる可能性があるが、どのように受け止めるか。

《ネット系証券》

- 当社では利益相反管理につき特に問題や課題が顕在化しているわけではないが、ファイアーウォール規制の見直しにあたっては、会員毎に異なる、具体的に規制緩和に伴い発生するユースケースとそのメリット、デメリットを考量し決定されるべき。会員各社の立場の違いも含め「課題の見える化」を行ったうえで、利用者であるユーザーの立場からのProsConsを整理すべきと考える。
- 顧客目線で考えても意義がある。
- ファイアーウォール規制については、従来の規制のみならず国際的な基準を鑑み、定期的な検証を行ったうえで見直し行っていく必要がある。

《独立系証券》

- 利益相反の打診があった案件に関しては、その利益相反状態に即して、必要であれば、回避策の策定や案件の中止も含めた対応を求めている。
- 利益相反管理方針の概要はHP上で公表しており、利益相反を理由として当社との取引ができないのであれば、それについてはその旨の説明をし、理解は得られているのではないかとと思われる。
- 真に実効的な利益相反管理を行うためには、様々な手法を適切に組み合わせること、定期的な検証を行うことが重要。
- 実効的な利益相反管理への取組みについて、顧客への見える化を進めることは重要。

2. 利益相反管理体制について



Q9：金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第8回）（2016年11月2日）討議資料において利益相反に関係し挙げられていた以下の視点は、ファイアーウォール規制についても同様に重要な視点となる可能性があるが、どのように受け止めるか。

《独立系証券》

- 同一グループ内における運用会社と販売会社の利益相反管理体制のレビューについては、金融審議会で時間をかけて検証を行っていただいているが、融資業務と資本市場の業務に関する利益相反管理体制の現状と評価についても十分な検証を行う必要があるのではないか。
- 相対取引が主な銀行の利益相反管理と、一般投資家、発行体が参加するオープンな資本市場における利益相反管理は視点が異なる。銀行グループが資本市場において主要な役割を果たしている今日、銀行グループの利益相反管理体制について、資本市場の規律（フィデューシャリーデューティー、誠実公正義務、適合性原則、インサイダー取引規制、ディスクロージャー原則等）の観点からも構築される必要があるのではないか。

2. 利益相反管理体制について



Q10：海外における業界のプラクティス、当局のモニタリングの状況はどうか。

《銀行系証券》

- 業界のプラクティスとしては、利益相反に関する Policy & Procedure の制定、コンプライアンス・マニュアル等の社内規程による明記等を通じて、当社グループと同様の態勢整備がされていると認識している。
- 米国ではブローカーディーラーの利益相反規制として、SECによる「最善の利益規則」(Regulation Best Interest) が導入されている。法人部門においては、M&A案件のマンデート取得までの間に、銀行からの情報を遮断することをグループルールとして実施。
- 海外においてもNeed To Knowの考え方にに基づき、米国、欧州、アジアの各拠点において各々の案件情報を全拠点共通のシステムに入力し、各拠点のコンプライアンス部署及び最終的に日本国内の持株会社にて利益相反チェックを実施。
- 各業者の利益相反管理態勢は、米国、欧州、香港等主要マーケットの当局において高い関心事項となっており、当局検査等の対象となっているとの認識。
- 欧州当局は、各拠点や各業務間での横断的かつ広範なCOI管理を求めており、当社ではグローバルな形でのグループ内情報管理手法の構築を進めている。
- 2020.4、海外支店は海外当局よりレターを受領。新型コロナ危機の中、顧客を公平に扱わなかった事例がいくつかの銀行にあり、海外当局が業界全体の問題として各銀行宛に注意喚起したもの。ある銀行で貸出があるという立場から圧力をかけて株式発行や引受のマンデートを取得する事例があり、利益相反、優越的地位の濫用等の観点から類似事案が無い各銀行に調査を要請。(2020.6 調査完了し、銀証双方で問題となる事案がない、という結論に至った。)

2. 利益相反管理体制について



Q10：海外における業界のプラクティス、当局のモニタリングの状況はどうか。

《外資系証券》

- チャイニーズウォール（プライベート部門とパブリック部門）
- 秘密情報の受領、守秘義務契約の締結、コミットメント等の前に行われる、コンフリクトチェック手続を通じて、各国拠点と共同で、英米、欧州水準で、利益相反を管理（対象取引の特定、顧客への事実の開示、部門間の分離、取引条件の調整、一方の取引の中止、その他の方法の選択）
- 情報共有のneed to know basisの徹底。FW規制が撤廃となった場合でも維持され、直ちに顧客の不利益につながるものではない。
- 利益相反管理態勢の詳細については、顧客宛て開示
- 不要な商品の販売等については、英国法（Conduct of Business Rule, Consumer Protection from Unfair Trading Rule等）によっても規制されていると理解

2. 利益相反管理体制について



Q10：海外における業界のプラクティス、当局のモニタリングの状況はどうか。

《独立系証券》

- 米国においては、1933年証券法、SEC規則、FINRA規則、ボルカー・ルール^{ESVCA}のバックストップ条項により、利益相反の開示規制が定められている。また、執行事例として、利益相反の非開示について民事制裁金等の支払が命じられた事例（A社に1億3,100万ドル、B社に5億5,000万ドル）が存在する。
- 米国の情報共有に関する規制
 - チャイニーズウォール・・・法令上、明確な規制はなくても、自ら情報を管理している例
 - 米国では、厳しいインサイダー取引規制が課されている
 - 対象となる「重要な未公開情報（material nonpublic information）」には、一般的・抽象的な定義しかなく、わが国のような軽微基準・重要性基準も存在しない
 - 対象者は、わが国のような「会社関係者」、「第一次情報受領者」に限定されない
 - ⇒ 違反の明確な線引きがないため、幅広く、違反を問われるリスクあり
 - こうしたインサイダー取引規制への実務的対応の観点から、金融機関は社内での「重要な非公開情報」のやり取りを自ら厳格に規制・管理している
 - 各部門をパブリック・サイドとプライベート・サイドに分離し、その間に障壁（Chinese Wall）を設けている
 - ✓ パブリック・サイド：業務において、公開情報のみを受け取り、利用できる部門
 - ✓ プライベート・サイド：業務において、重要な非公開情報を受け取り、利用できる部門
 - プライベート・サイドがパブリック・サイドと重要な非公開情報の共有を望む場合、コンプライアンス部門等が審査を行う
- 欧州では、MiFID II (DIRECTIVE 2014/65)での規定により、顧客に不利益が生じるような利益相反に対する防止策が十分でないと考えられる場合、金融機関は、当該顧客に対して、取引実行前に、利益が相反する内容やリスクを低減するために実施された措置について明確に開示しなければならない、とされており、その開示内容は、顧客が金融機関から受けるサービスについて決定をするにあたって、顧客の実態に合わせて十分に詳細なものである必要がある、とされている。
- 一方、その前提としては、利益相反の恐れを特定し、防止するための適切な体制構築が求められている。

3. 優越的地位の濫用の防止について

(参考) 現行制度とその考え方

- 「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～」(2007年12月18日)における記載

(2) 銀行等の優越的地位の濫用の防止

(略) 銀行等の優越的地位の濫用を防止するためには、これに加え、証券会社が、親銀行等・子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して、金融商品取引契約の締結又は勧誘を行う行為についても、金融商品取引法令において禁止することが適当である。その際、証券会社及び親銀行等・子銀行等に対して証券取引等監視委員会による検査を可能とすることが考えられる。

また、銀行等の優越的地位の濫用防止の実効性を確保するためには、銀行等自身において顧客等から寄せられる情報を適切に処理する態勢を整備するとともに、当局においても、顧客等から寄せられる情報を検査・監督に活用する仕組みを強化することが重要である。

(質問)

Q11：優越的地位の濫用の問題について、現状をどう見ているか。

3. 優越的地位の濫用の防止について



Q11：優越的地位の濫用の問題について、現状をどう見ているか。

「銀行系証券」

- グループ内の連携取引において優越的地位の濫用はあってはならないとの認識の下、『グループ会社との連携』を優越的地位の濫用の懸念がある類型の一つとして掲げ、個別手続・ルールにおいて留意点を明記し、未然防止措置を講じるほか、モニタリング態勢を整備している。
- 優越的地位の濫用の懸念については、別途法令にて処置済みであることに加え、FW規制導入当初に比して金融グループにおける利益相反管理態勢も強化されていることから、FW規制撤廃後も適切に措置されるものと考える。
- 加えて、個々の事案を踏まえた再発防止やお客さま本位の営業姿勢を徹底する観点から、優越的地位の濫用を未然に防止する観点から態勢の充実・高度化を継続的に図っている。
- 投資銀行業務における優越的地位の濫用防止については、第一線において研修・指導の実施とともに、銀証連携時における面談記録の作成を周知徹底、第二線のコンプライアンス部署においては、優越的地位の濫用防止の観点から留意が必要な案件を捕捉し、銀行との情報遮断を指示、リスクベースでの銀証共同モニタリングを実施するなどにより、優越的地位の濫用事象の発生を未然に防止している。
- 一方、銀証連携も増加していることから、当社においては第二線の部署において優越的地位の濫用に関わるモニタリングを実施しているほか、研修やマネジメントからの注意喚起を適宜実施している。

3. 優越的地位の濫用の防止について



Q11：優越的地位の濫用の問題について、現状をどう見ているか。

「銀行系証券」

- 1960～70年代の本邦高度経済成長時代においては、銀行は高水準の与信残高を背景に優越的地位にあったと言えるが、その後の資金需要の長期低迷を受け、メインバンク制の弱体化や株式持ち合いの解消、役員派遣の減少といった動きが顕著。
企業セクターはもはや資金不足主体ではなく、本邦における顧客に対する銀行の地位は相対的に低下したと考えている。
この点は、ファイアウォール規制が導入された平成5年の金融制度改革法制定時とは環境が大きく変化したことを意味する。
また、海外市場における邦銀の貸し出しは、信用力の高い海外有力企業に対して行われることが多く、優越的地位を有していないケースが殆どである。

「外資系証券」

- 優越的地位の濫用の問題については、不正競争防止法、銀行法、金商法等によって規制されており、証券会社だけに対して親子法人間で情報共有を禁止するというアイデアは事前規制としては過剰で合理性を欠くと考える。FW規制によって優越的地位の濫用が防止されているという認識はない。
- 当社の日本における業態は投資銀行業務を中核とする証券会社であり、優越的地位の濫用の問題は基本的に生じていない。

「ネット系証券」

- 特に対面系、銀行系では発生することが多いと考えられる。そうした会社に対しては、企業側での管理を徹底させるため、当局のモニタリングの重要性があると考えます。
- 案件把握のために通報窓口などが必要である。

3. 優越的地位の濫用の防止について



Q11：優越的地位の濫用の問題について、現状をどう見ているか。

《独立系証券》

- 我が国は間接金融が優位であり、顧客と銀行との関係においては、銀行融資を受ける顧客より、取引銀行が優越的地位にあると考えることが一般的であり、直接金融が優位である海外の国とは、制度的にも一概に比較はできないと考える。
- 我が国においては、メインバンク制が存在しており、欧米諸国と比較しても事業会社が置かれる環境は特殊となっている。
- 銀行は事業会社に対し、融資による資金供給及び株式保有、又は銀行出身者の出向・転籍等といった人材面も含め、密接な関係を有しており、国際的にみても産業支配力が強いと思われる。
- 預金取引や融資等を通じて、銀行は顧客の情報を詳細に把握しており、日本の金融システムや取引慣行において、銀行が優越的地位を保持していると考えられること、また、自らが優越的地位の濫用をしなくとも配慮される風土でもあることから、規制は必要と考える。
- 実際のビジネスの現場では、負債が多く銀行融資に一定の依存をせざるを得ない事業会社、不動産REIT、未公開企業等が、恒常的な銀行のプレッシャーを受けているケースが散見される。このようなプレッシャーは「示唆する」という形態等で行われるケースも多い。現実には、融資の安定性が生命線である事業会社の立場もあり、表に出てこないケースが多数存在すると考えられる。したがって、優越的地位の濫用については、構造的に表面化し難い問題であるため、特に弱い立場にいる顧客の実態を正しく把握した上で検討する必要がある。
- 英国で、現に、銀行による借り手に対する優越的な地位の濫用事件が発覚して当局が調査中であることに留意すべきである。

2020年4月、英国FCA（Financial Conduct Authority・英国金融行為監督機構）から各金融機関CEOに対し、エクイティによる資金調達を予定する法人顧客の公平な取扱いについてレターが発出されている。エクイティ市場と貸付市場の両方で業務を営んでいる一部銀行では、資金の貸手という立場を利用し、法人顧客が本来依頼する予定のなかったエクイティ発行手続きをするよう、顧客に圧力をかけたケースがあったとされている。各金融機関にて、自社における顧客対応、利益相反の特定と防止、内部情報の取扱状況について確認、点検を行うよう要請している。また、FCAから金融機関へ個別にヒアリングを行う予定であるとしている。

<https://www.fca.org.uk/publication/correspondence/dear-ceo-ensuring-fair-treatment-corporate-customers-preparing-raise-equity-finance.pdf>

- 海外では日本のファイアーウォール規制のような入口規制が存在しないとの意見もあるが、その分、健全な金融市場機能を脅かすような不正行為に対しては、重大な罰則が課される等、厳しいけん制機能が備わっている。
- 海外規制や制度との比較を行うのであれば、規制自体ではなく、そのベースとなる資本市場のストラクチャーの違いやお客様との関係の違い、企業の資金調達文化の違い等を踏まえた議論をしなければならぬ。

3. 優越的地位の濫用の防止について



Q11：優越的地位の濫用の問題について、現状をどう見ているか。

《独立系証券》

- 現状、我が国においてファイアウォール規制は一定の役割を果たしており、仮に規制緩和を検討するのであれば、優越的地位の濫用や利益相反が発覚した場合の罰則規定を重くする等の総合的な見直しが必要ではないかと考える。
- 2011年の公正取引委員会の調査によると、金融機関からの各種要請を「断りにくく感じる」という借り手企業の割合は27.2%であり、優越的地位の濫用の恐れは小さい。規制を見直そうとする場合は、このような調査を継続して実施し、法人顧客の声を集めることが先決。
- 現行法制下においても貸し手と借り手という構造的力関係を背景に優越的地位の濫用と思われる事例の存在も指摘される中、その傾向に拍車がかかる恐れがあり、また第三者による実態把握は困難である。
- 大手銀行においては、以前より行員の多くを取引先企業に出向又は転籍者として送り込んでおり、この実態は銀行の体制が寡占化したことにより、1行当たりの影響力が高まっている懸念がある。
- FW規制のような入口規制には、被害の発生を未然に防止するという意味がある。事後的な監督当局による行政処分だけでは、被害を受けた顧客を救済したことにはならない。確かに、理論上は、顧客自らが被害の救済を求めて民事訴訟を起こすことは可能である。しかし、一利用者（特に個人や中小企業）が、金融機関による優越的地位の濫用や利益相反行為によって生じた損害を立証することは至難の業である。
- 「優越的な地位」にあるか否かは、金融機関側の判断ではなく、顧客・利用者がどう受け止めているかで決まる。いかに金融機関側が、自分は「優越的な地位」にないと主張しても、顧客・利用者側が「断れない」と感じていれば、とても公正な取引ができる環境にあるとは言い難い。
- 毎年年初の大発会においては大企業の代表者が銀行回りをを行うのが慣習となっている。銀行本店の周辺で各企業の車が列を成し銀行幹部への挨拶を待つ光景は日本独自の異常な光景であり、直接的には銀行の優越的地位の濫用ではなく企業側の忖度ではあるが、銀行の過度な影響力を象徴する光景である。

4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について

（質問）

Q12：その他、現行の規制のもとで、実務の現状をどう見ているか（顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上の観点を含む。）。

4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について



Q12：その他、現行の規制のもとで、実務の現状をどう見ているか（顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上の観点を含む。）。

《銀行系証券》

- FW 規制が導入されて以降、当社グループでは、社内ルールの制定、システム導入、組織・人員配置等の法令遵守態勢を整えてきた。
具体的には、
 - ✓ ①当社グループ全体での一貫した対応のため、銀行、証券それぞれにFW 規制対応の専門部署を設置し、常に連携して統一的な管理運営を行うとともに、
 - ✓ ②FW 事故を未然に防ぐための対応として、60 万件を超える書面での同意書の状況をグループ社員がいつでも確認できるようグループ共通のシステム（専担者を配置）を構築（書面としても保管）し、日々の法令遵守に努め、
 - ✓ ③また、法令遵守状況を確認、検証するため、メール送受信の際の事前の自己再鑑システム、事後監査システム、電話の通話録音及び音声テキスト化等のシステムも導入し、第一線、第二線にそれぞれ専担者を配置しリスクベースにて日々モニタリングを実施する態勢としており、
 - ✓ 結果的に、FW 規制単独への対応として、組織面、人材面、コスト面それぞれにおいて多大な管理負荷が発生している。
 - ✓ これは、規制目的とされる弊害の防止について、別途態勢整備を進めて来ている中で、一部の市場参加者にのみ過度の負担を強いるものであり、限りある経営資源を顧客サービスの向上に投下せんとする中で大きな制約となっている。

4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について



Q12：その他、現行の規制のもとで、実務の現状をどう見ているか（顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上の観点を含む。）。

《銀行系証券》

- 現行のFW規制は国際的にも主要国に例のみられない日本独自のルールであり、お客さまが総合的な金融サービスの提案を受ける機会を制約しており、お客さまの事務負担も大きいものとなっている他、日本の金融資本市場の国際化を妨げる一つの要因ともなっている。
グループ会社との情報授受は、銀証間固有の金融商品取引法に基づく非公開情報授受規制のほか、個人情報保護法・同金融分野ガイドラインおよび金融機関の守秘義務によって横断的に規制・規律されており、非公開情報授受規制に関わらず、お客さまの情報はこれら横断的な規制・規律の下で引続き適切に管理される。
顧客の保護は別途法令にて適切に措置されており、利便性向上の観点から、FW規制については完全撤廃をすべきであると考えます。
- 非公開情報の共有制限は、優越的地位の濫用や利益相反行為の懸念への予防的措置（直接の行為規制ではない措置）と位置付けられている一方、金融機関の守秘義務や個人情報保護法によって顧客の非公開情報が適切に管理されていることからすれば、当然、情報共有に対し明確に反対を表明する顧客の情報共有は行われないうえ、優越的地位の濫用や利益相反行為の防止といった規制目的を達成するうえで過重なものと言わざるを得ない。

4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について



Q12：その他、現行の規制のもとで、実務の現状をどう見ているか（顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上の観点を含む。）。

《銀行系証券》

- FW 規制の撤廃は、顧客の利便性向上を図り、我が国資本市場を国際的にも魅力のあるものへと発展させることを目的とするものだと認識している。
規制撤廃により、多種多様なプレイヤーがそれぞれのビジネスモデルに創意工夫を凝らし、顧客ニーズに沿ったサービス提供を競い合う環境を整えることこそが、「金融商品取引業の健全な発展」、ひいては我が国の資本市場の活性化・国際化に繋がるものと考える。
- 金融機関・金融グループによる総合金融ソリューションの提供を可能にすることは、間接金融から直接金融へ、また個人金融資産の貯蓄から資産形成への動きを促進することに繋がるものであり、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成による国民の厚生増大の実現に資するものと考える。
インベストメント・チェーンの参加者である全金融機関が、その果たすべき役割を十分発揮することで、シームレスな資金の好循環を生み出すことは、日本の資本市場の活性化・国際化を実現するうえで不可欠であり、その実現を妨げる過度な規制は見直すべきだと考える。

4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について



Q12：その他、現行の規制のもとで、実務の現状をどう見ているか（顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上の観点を含む。）。

《銀行系証券》

- 規制が撤廃されることによって、顧客の利便性向上の観点からは、例えば以下のようなことが可能になると期待される。
 - ✓ 銀行と証券の担当者が、借入や社債発行を含めた最善の資金調達やM&A等の提案に関する検討を、お客さまのニーズが顕在化する前に金融機関自身の情報や経験を活かして、よりプロアクティブに連携して行えるようになる。特に大企業のお客様は、現在でもこうした検討に基づく提案を米欧の大手金融機関から受けることができるため、本邦金融機関から同様の提案を受けられない現状に不便を感じているのではないか。
 - ✓ 中小企業については、経営者の高齢化に伴う後継者の問題があるほか、昨今のコロナ禍により事業継続が困難になる企業が増加すると予想される中、再編に資する情報提供や、借入・資本を組み合わせた財務戦略等の提案を、よりタイムリーに行えるようになる。特に、中小企業のオーナーやご家族のお客さまにおいては、企業・ファミリー単位での包括提案が求められると想定されるが、現在は、例えば遠隔地・海外に所在のご家族情報の共有については、それぞれから書面同意をいただく必要があり、時宜を捉えた提案を受ける機会を逃している可能性がある。
 - ✓ 規制撤廃により、お客さまのこうした不便が解消され、利便性が向上することが期待される。

4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について



Q12：その他、現行の規制のもとで、実務の現状をどう見ているか（顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上の観点を含む。）。

《外資系証券》

- FW規制は、既存の他の規制（利益相反管理、優越的地位の濫用規制、個人情報保護法、私法上の守秘義務）によってその目的を実現でき、顧客の保護の観点を踏まえても必要性がないにもかかわらず、実害のない法令違反（グループ内の誤送信）、銀証独立したシステムの要求、人材活用（兼職）の制限、第一線によるリスク管理の制約、金融ハブとしての日本の地位低下などの弊害をもたらすものとなっており、有害無益な形式規制である。
- ファイアーウォール規制の情報共有に関する規制は、利益相反管理をはじめとする他の規制により既に達成されている保護法益を、情報共有に関する制限を課すことによりさらに縛るものとなっており、過剰な二重規制となっていることから廃止が望ましいと考えている。
- 顧客に対して真に有益なサービスや商品を提供するためには各金融機関が必要な範囲内において情報を共有したうえで最適な提案を行うことが出来る必要があり、情報共有に関する規制はその妨げとなっている。特に、同一グループ内で様々な業態の子会社等を有している金融グループにとっては、これが国内外での健全な競争環境の整備を阻害している。具体的には、海外においては日系以外の金融機関との競争において日系金融機関は不利な状況に置かれており、国内においては銀行系金融機関はグループとしての総合的なサービスおよび商品を提供するうえで本来発揮できるもの以下のサービスしか提供できない態勢に甘んじることを強いられ、また情報共有同意の状況の管理のために大きな事務及びシステムコストをかけざるを得ないことから、収益性や業務の効率性にも悪影響を与えている。

4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について



Q12：その他、現行の規制のもとで、実務の現状をどう見ているか（顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上の観点を含む。）。

《外資系証券》

- むしろ、FW規制を完全撤廃することにより、一層顧客本位のサービス提供を実現（顧客のニーズに沿うだけでなく、グループ全体で用意できる、顧客にとってベストのサービスを選択）し、グループで情報を共有することにより一層適切な利益相反管理を実現し、AMLなど第一線によるリスク管理の実効性を強化することができ、真の意味で金融機関が顧客の成長を支援することができるようになると思料。加えて、APACにおける日本の地位向上を図るべき。
- 結論として一律に規制したり、情報を遮断する時代は終わったと考える。必要なのはリスクベースとプリンシプルベースに基づく合理的な管理である。すなわち：
 1. まずは利益相反、優越的地位の濫用その他情報が不適切な形で利用されるリスクをアセスし、
 2. そのリスクの軽重に応じてコストベネフィットを考えてコントロール手法を考え、
 3. 優越的地位の濫用などの違反事案に対しては、法令に基づき厳格な監督を（罰則強化等）を受け入れる
 4. リスクベースコントロールの手法として、Need To Know basisに基づく情報管理は理にかなっている

4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について



Q12：その他、現行の規制のもとで、実務の現状をどう見ているか（顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上の観点を含む。）。

《外資系証券》

- ・ 真に顧客のためになるサービス及び商品がより提供しやすい市場を育成していかなければ、東京の国際金融拠点としての（同様の規制が存在しない）海外の競合都市との競争においても支障となる恐れがある。

- ・ なお、当社は海外の関係会社との間では顧客の非公開情報を共有しており、それによって当社グループと取引関係にある顧客が期待するグローバルな市場や商品へのアクセスをはじめとする高度なサービスを提供している。

海外関係会社との間の情報共有は、通常時においてはファイアウォール規制の対象外だが、先般導入された「災害等により海外における業務継続が困難になった金融事業者が本邦で一時的に業務を行うための承認制度」に基づき海外関係会社が一時的に国内に拠点を構える場合には、当該海外関係会社は当社の親子法人となることを免れないことを懸念している。

ファイアウォール規制が一時的に適用されることにより情報共有がその間禁止されるとすれば、少なくとも当社の場合は当該承認制度を利用することは現実的には不可能であり、海外関係会社は日本以外の第三国を業務継続のための拠点として選択するという事態に繋がり、前向きな制度整備であったにもかかわらずファイアウォール規制が原因で事実上使用することが出来ないということになると思われる。

- ・ 今の日本の仕組みは欧米に比べてユニーク。日本なりにうまく仕組まれたシステムだと思うが、社内で独特の仕組みを持たざるを得ない。せつかく提言があったのだから、一歩でも二歩でも前進して、日本が動いていくきっかけになればよい。

4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について



Q12：その他、現行の規制のもとで、実務の現状をどう見ているか（顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上の観点を含む。）。

《ネット系証券》

- 当社としては、利益相反管理体制の整備（利益相反管理統括部署の設置、利益相反管理方針の策定・公表）が出来ており、一定の定着がされており、特別顧客等に不便をかけていないという理解だが、会社によっては、利益相反管理・優越的地位の濫用な問題が深刻な状況にあることも考えられ、金商業者・投資家相互にとって明確なルール作りが望まれると考える。

《独立系証券》

- 現行法制下において既に法人については、オプトアウト制を導入しており、情報共有を望まない企業が当該情報について共有の停止を求める機会を適切に提供している場合には、実際に停止が求められるまでは、具体的な同意がなくても情報共有可能な制度となっている。
- 他方、情報共有の停止を求めるオプトアウトの機会が無くなることで、共有を望まない企業の拒否権が実質喪失する。
- 自己情報コントロールの観点から、顧客企業側から情報共有を拒む権利は当然の権利であり、意向主張の機会は適切に確保されるべきである。
- 当社グループにおいても子会社との情報共有に関しては顧客企業より同意書を受領しており、その際に情報共有を望まない企業は一定程度存在する。
- オプトアウト制が撤廃された場合、情報共有を望まない法人の情報を強制的に共有することになるが、これが顧客利益に資するとは考えにくい。
- 実効的な利益相反管理が行われていたとしても、現状、顧客には取り組みが見えない。顧客保護のためには入り口で情報共有を規制し、顧客に情報共有を認めるかを判断させる方が実効的ではないか。

4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について



Q12：その他、現行の規制のもとで、実務の現状をどう見ているか（顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上の観点を含む。）。

《独立系証券》

- 当社は、現行の規制での実務について、顧客の利益を守るうえで必要と考える。規制を受けている側の都合による利便性の向上や、実務が煩雑との名目により、顧客の意思表示の手段を省くことがあるとすれば、顧客保護や競争原理が働かなくなり、真の顧客目線の観点ではない。
- 銀行は融資を通じて企業に事業資金を供給しており、企業の事業経営に大きな影響力を有している。仮に、ファイアーウォール規制の緩和が進み、銀証間の隔壁が低くなり、証券業が銀行の一部門として行われるようになると、銀行の優越的立場がより広く強くなるだろうと予想される。そうなった場合、銀行は企業に間接金融を勧め、結果的に直接金融の発展を阻害するおそれが生じる。ある程度の銀証の壁を維持することは、我が国における資本市場の発展のために必要ではないかと思料する。【地場証券】
- 情報共有の規制を撤廃しても顧客の希望に応じた情報共有を行う、というのであれば、管理の煩雑さは変わらないのではないか。
- 規制改革はどんどん進めるべきだが、こと、ファイアーウォール規制に関しては、慎重に議論してもらいたい。銀行はずっと保護されてきたが、証券は保護されてこなかった。【地場証券】
- 顧客から同意書をもらえないのは、その顧客に考えがあってのこと。顧客本位の業務運営に向けた取り組みが進んでいるが、顧客にメリットがあるのか、デメリットはないのか、その視点が欠けているように感じる。我々は日本の資本市場をどのように健全に発展させていくかを考えるべきであり、欧米は直接は関係ない。【地場証券】

4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について



Q12：その他、現行の規制のもとで、実務の現状をどう見ているか（顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上の観点を含む。）。

《独立系証券》

- 個人情報保護に関しては、グローバルには我が国の現状より厳しくなる方向（例えばEUのGDPR）とみられるので、個人に関する情報共有規制を緩和することは適当ではない。
- 個人情報保護の要請の高まりの中、同意を受けずに情報を共有することは顧客本位の業務運営の観点から問題があると考えている。
- 今の法令での情報共有の規制の代わりに、民間での守秘義務契約で、顧客が自らの情報をコントロールする機会が維持されるのか疑問があり、顧客が情報共有を拒否する機会を法令として維持すべきである。
- 証券会社には誠実公正義務が掛かっている（金商法36条1項）が、同じ義務が掛かっていない銀行等との間で、顧客同意の法的な制度がない状態で顧客の非公開情報を共有することに懸念を覚える。
- 証券会社と銀行との間で顧客の非公開情報を共有し、貸付・社債発行・エクイティを組み合わせた総合的な金融サービスを提供する場合は、銀行の法人関係情報の管理体制を証券会社並みにすべきである。
- 証券会社と銀行が顧客の非公開情報を共有し、金融証券の総合的な金融サービスを提供するなら、証券会社と同様に、当該業務に直接携わっていない全ての銀行員に、資格試験を受験させた上で外務員登録させるべきである。【地場証券】
- この問題は投資家（顧客）の目線で考えるべき。投資家（顧客）からすれば、銀行側に証券取引を見られるのは嫌がる心理がある。【地場証券】

4. 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上等について



Q12：その他、現行の規制のもとで、実務の現状をどう見ているか（顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上の観点を含む。）。

《独立系証券》

- 現行制度においては、銀行と証券の間で情報を共有させるか否かは、顧客側が選択することができる。顧客にとって、自分の情報のうち、グループ間の銀行と証券で勝手に共有してもらいたくない情報がある事は自明。「グループ間の銀行と証券で勝手に全ての情報を共有してほしくない」とする顧客はかなり多いと認識しており、規制を見直すことにより、多くの顧客のデメリットや、社会的にネガティブなインパクトが生じることを懸念。
- 守秘義務契約による対応は、確かに、金融機関と利用者・顧客が対等な立場にある場合には、一律の規制よりも柔軟でメリットが大きいかもしれない。しかし、金融機関よりも弱い立場にある利用者・顧客の場合、契約条件を交渉して、自ら身を守ることは困難であり、充実した法的な保護が必要である。
- 証券会社と銀行との間で顧客の非公開情報を共有して、貸付と社債発行の総合的な金融サービスを提供する場合に、ローンの出し手である銀行グループが公開情報に加え、社債発行企業に関する相対の情報も有しているケースがあり、社債の投資家との間の情報の非対称性の問題がより大きくなる。
- 社債の投資家からみると、アメリカのように、ローンのコバナンツの開示（年次報告書フォーム10-K、重要事象に該当する場合、臨時報告書フォーム8-K）がなされていないことが、社債市場の活性化にマイナスとなっている。日本証券業協会において、これまで様々な取り組みを行い、コバナンツ開示の事例まで公表しているが、グローバルスタンダードというのであれば、こうした取り組みを前進させることから始めるべきではないか。
- 顧客（投資家、発行体）の保護と利便性の向上が重要であり、市場制度WGにおける審議にあたっては、仲介業者からのヒアリングだけでなく、顧客の考えも十分に聞いて検討いただきたい。
- この問題は、自らの立場で議論するのではなく、顧客のためという視点が重要だが、優越的地位にいる立場には顧客の本当の声は届いていないのではないか。

以上、ファイアーウォール規制に関して、日本証券業協会政策懇談会委員からのアンケート結果を報告させていただきました。

冒頭で述べましたとおり、証券業界は、資本市場及び金融商品取引業の健全な発展並びに顧客の保護及び利便性の向上を目指していくという共通の理念を有しており、そのうえで、今般のテーマとされるファイアーウォール規制のあり方について、それぞれが有する考えを持ち寄って提供することを通じて、規制のあるべき姿に向けた議論に貢献したいと考えております。

つきましては、本懇談会といたしましては、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、そうした趣旨を受け止めていただき、資本市場の健全な発展等のため、建設的な議論が行われることを強く要望いたします。